

議事第3号 資料

平成27年11月16日

各課等の長 様

総務課長

個人情報取扱事務登録簿に係る処理の確認について（通知）

寒川町個人情報保護条例(平成11年寒川町条例第25号)第7条の規定により、実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務登録簿を備えなければなりません。平成26年度において、個人情報を取り扱う事務を開始してから数年経過しているものが登録される事案がありました。

このことについて、平成27年10月29日に開催した平成27年度第1回寒川町個人情報保護制度運営審議会において報告したところ、当該審議会の委員から年度を跨いでの登録等がないよう改善を求める意見が出されました。

上記のような登録漏れが生じた一因としてチェック体制の不備が挙げられることから、今後は、個人情報取扱事務登録簿の登録等について、次のチェック体制を設けますので、遺漏のないよう処理していただきますようお願いいたします。

- ① 条例、規則、訓令、告示、要綱、要領、基準その他の例規を制定し、改正し、又は廃止するときは、別添の個人情報取扱事務登録簿処理チェックシートで個人情報取扱事務登録簿の処理の要否について確認し、課等の長の決裁を受けたものの原本を、当該例規を制定し、改正し、又は廃止する起案に添付して総務課に提出する。
- ② 個人情報取扱事務登録簿の登録、変更又は登録の抹消が必要な場合は、当該処理に係る依頼文書も①と一緒に回議する。

(事務担当は、行政総務担当 内線218)

個人情報取扱事務登録簿処理チェックシート

条例、規則、訓令、告示、要綱、要領、基準その他の例規を制定し、改正し、又は廃止するときは、このチェックシートで個人情報取扱事務登録簿の処理の要否について確認し、課等の長の決裁を受けたものの原本を、当該例規を制定し、改正し、又は廃止する起案に添付して総務課に提出してください。

また、個人情報取扱事務登録簿の登録、変更又は登録の抹消が必要な場合は、当該処理に係る依頼文書も一緒に回議してください。

以下の質問について、該当する□にチェックをしてください。

Q1 制定し、改正し、又は廃止しようとしている例規で定めている事務は、個人情報を取り扱う事務ですか？

はい →制定の場合：Q2へ
改正の場合：Q3へ
廃止の場合：Q3へ

いいえ →個人情報取扱事務登録簿の処理はありません

Q2 制定する例規は、新たに開始する事務に関するものですか？

はい →個人情報取扱事務登録簿を作成し、登録の依頼をしてください

いいえ →Q3へ

Q3 既存の個人情報取扱事務登録簿において、今回行う例規の制定、改正又は廃止に伴って、変更しなければならない部分がありますか？

はい →個人情報取扱事務登録簿の変更又は登録の抹消の依頼をしてください

いいえ →個人情報取扱事務登録簿の処理はありません

※ 個人情報取扱事務登録簿の登録、変更又は登録の抹消の依頼については、寒川町個人情報保護事務処理要綱の第2章 個人情報取扱事務の登録を参照してください。

<要綱、様式等の保存先>

000各課共通→210総務課→1行政総務担当→006行政総務関係書式→個人情報保護様式→登録簿関係

※ 個人情報を取り扱う事務でありながら、個人情報取扱事務登録簿を備え付けていない場合は、大至急、総務課に相談してください。

制定・改正・廃止する例規の名称						
個人情報取扱事務登録簿登録番号						
上記のとおり提出します。			供 覧			收受印欄
			総 務 課			
課 長	副主幹等	担 当	課 長	副主幹等	担 当	